

公益財団法人小林がん学術振興会

報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人小林がん学術振興会（以下、当法人という）の定款第15条、第34条及び第38条第3項に関し、必要な事項を定めるものである。

(報酬等)

第2条 当法人の評議員、非常勤の理事、監事および選考委員の報酬は、別添3「附則4. 評議員、非常勤の理事、監事の報酬額」及び別添4「附則5. 選考委員の報酬額」に定めるとおりとする。但し退職手当は、支給しないものとする。

2. 当法人の常勤の理事は、理事会の議決を経て報酬等を支給する。なお報酬等の種類は、報酬（賞与を含む）及び退職手当とする。

(常勤の理事)

第3条 当法人における常勤の理事は、当法人を主たる勤務場所とする者であり、理事会にて選定された常任理事（以下、常任理事という）とする。

(報酬等の額)

第4条 常任理事の報酬は、別添1「附則2 常任理事の報酬額」に定めるとおりとする。

2. 常任理事の退職手当は、別添2「附則3 常任理事の退職手当額」に定めるとおりとする。

(報酬の支給)

第5条 報酬は、年間報酬額を12で除した額を月額報酬として支給する。

(報酬の支払い方法)

第6条 常任理事の報酬は、前条に定める月額報酬の全額を通貨で、直接常任理事に、毎月一定の期日に支払うものとする。なお、支給日が当法人の休業日に当たるときは、その直前の営業日とする。また、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払うものとする。

2. 常任理事が報酬の全部または一部につき自己の預金または貯金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(退職手当の支払い方法)

第7条 退職手当は、別添2「附則3 常任理事の退職手当額」に従い、当法人の退職時に勤務年数に応じて支給する。但し、当法人の懲戒事由に該当し、退職した場合は支給しない。

2. 常任理事が死亡により退職した場合については、その遺族に退職手当を支払うものとする。

(通勤費)

第8条 通勤費は、通勤の実態に応じて、実費を当法人の役職員に支給する。

(諸費用)

第9条 評議員、理事、監事、会長、顧問および選考委員が当法人の職務を遂行するために負担した諸費用（交通費、旅費、宿泊費、手数料等）については、その実費を支払うものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(協議事項)

第11条 この規程に定めのない事項については、代表理事が理事会において協議し、決定するものとする。

附則1. この規準は、平成24年6月19日より施行する。

附則2. 「附則2 常任理事の報酬額」のとおりとする。

附則3. 「附則3 常任理事の退職手当額」のとおりとする。

附則4. 「附則4. 評議員、非常勤の理事、監事の報酬額」のとおりとする。

附則5. この基準は、平成25年3月18日より施行する。

附則6. 「附則5. 選考委員の報酬額」のとおりとする。

附則7. この基準は、平成27年6月18日より施行する。

附則8. 「附則5. 選考委員の報酬額」のとおりとする。

附則9. この基準は、2022年6月20日より改定施行する。

別添1

附則2 常任理事の報酬額

- (1) 年間報酬額(賞与を含む)は、800万円以内とする。
- (2) 報酬は、当該年間報酬額を12で除した額を月額とする。
- (3) 年間報酬額は別表1の3区分とし、下記別表2の要件区分の合計ポイントで決定する。

別表1

区 分	金 額	合計ポイント
ランクA	800万円	4以上
ランクB	700万円	3
ランクC	600万円	2

- (4) 上記決定のための要件区分とポイントは下記別表2とする。

別表2

要 件 区 分		ポイント
公益法人運営に関する基本的知識	あり	1
	なし	0
公益法人運営に関する2年以上の経験	あり	1
	なし	0
会計に関する基本的知識	あり	1
	なし	0
会計に関する2年以上の経験	あり	1
	なし	0
がん薬物療法に関する基本的知識	あり	1
	なし	0
がん薬物療法に関する2年以上の経験	あり	1
	なし	0
助成に関する基本的知識	あり	1
	なし	0
助成に関する2年以上の経験	あり	1
	なし	0

別添 2

附則 3 常任理事の退職手当額

- (1) 退職手当は、退職直前の報酬月額に勤務年数及び係数を乗じた額とする。
- (2) 係数は、当法人の勤務年数を基準に別表 3 の通りとする。

別表 3

勤続年数	係数
4年以上の場合	1
4年未満の場合	0.8
3年未満の場合	0.6
2年未満の場合	0.4
1年未満の場合	0.2

別添 3

附則 4 評議員、非常勤の理事、監事の報酬額

本会の職務執行（評議員会、理事会の出席）の報酬として別表第 1 に定めるとおりとし、その都度、その金額から源泉徴収の額を控除した額を通貨により支払うものとする。

別表 1

区分	支払項目	金額（税別）
業務謝金等	会議等謝金	30,000 円/日

別添 4

附則 5 選考委員の報酬額

本会の職務執行（応募申請書の評価、選考委員会、助成金贈呈式の出席）の報酬として別表第 1、2、3 に定めるとおりとし、その都度、その金額から源泉徴収の額を控除した額を通貨により支払うものとする。

別表1（公益目的事業1）（公益目的事業4）

区分	支払項目	金額（税別）
業務謝金等	会議等謝金（評価申請書1～100）	100,000円

尚、別表1を基本として、評価申請書101以上は10申請書ごとに10,000円加算する。選考を伴わない会議等に対しては20,000円とし、1時間を超えた場合は30分毎に10,000円加算する。

別表2（公益目的事業2）

区分	支払項目	金額（税別）
業務謝金等	会議等謝金（評価申請書1～50）	100,000円
業務謝金等	会議等謝金（評価申請書51～100）	200,000円

尚、別表2を基本として、評価申請書101以上は50申請書ごとに100,000円加算する。選考を伴わない会議等に対しては20,000円とし、1時間を超えた場合は30分毎に10,000円加算する。

別表3（公益目的事業3：3-1、3-2）

区分	支払項目	金額（税別）
業務謝金等	会議等謝金（評価申請書1～10）	10,000円
業務謝金等	会議等謝金（評価申請書11～20）	20,000円

尚、別表3を基本として、評価申請書20以上は10申請書ごとに10,000円加算する。選考を伴わない会議等に対しては20,000円とし、1時間を超えた場合は30分毎に10,000円加算する。